

一般財団法人 リタ市民アセット財団
賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人リタ市民アセット財団（以下「当法人」という。）の賛助会員について、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、当法人の目的及び事業に賛同する法人、団体及び個人で、理事長の承認を得たものとする。

2 賛助会員の資格の期間は、前項に基づく理事長の承認を得た日を含む事業年度内（1事業年度毎年4月から始まる1年間）とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者（以下「申請者」という。）は、入会申込書に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

2 前項に規定する入会申込みをする場合において、申請者が当法人が指定する口座に会費を振り込むときは、前項に規定する入会申込書の提出を省略できるものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体会員 1口 年額 10,000 円

(2) 個人会員 1口 年額 3,000 円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) 当法人の年次計画・報告、その他の情報を無料で受け取ることができる。

(2) 当法人のホームページに法人名、団体名及び個人名を掲載することができる。

(3) 当法人が主催、又は共催する研修会、セミナー等の情報提供を受けることができる。

(4) 理事長が定める、その他の特典

(会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(除名)

第7条 違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、賛助会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

2 当法人は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（退会）

第8条 賛助会員は、退会通知を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。